



Tax Newsflash

中国

税理士法人トーマツ

2015年7月16日号

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

中国税関が“自主開示”制度の適用範囲を全国に拡大

中国の税関総署は、いくつかの直属税関で試験的に実施されている“自主開示”制度(Voluntary Disclosure Program(VDP))の適用範囲を全国に拡大することを検討しており、2016年中に全国で適用される当該制度の指針を公布する可能性がある。

2015年6月19日に、デロイトは上海において、税関の“自主開示”制度に関するラウンドテーブルディスカッションを開催した。この会議において、上海税関調査処の姚衛東処長は、中国の税関は現在、正式な“自主開示”制度の導入について検討していることを紹介し、現時点での進捗状況を参加企業に語った。

(1) 試験の現状

2014年5月に、税関総署は10の直属税関(北京、上海、深圳等を含む)で、“自主開示”制度(当時の名称は“企業自主管理”)の試験を開始した。この試験において、各直属税関は指針となる文書を発布し、企業に対して、定期的に輸出入行為に対するコンプライアンスチェックを行い、コンプライアンス上の問題があれば、自主的に税関に報告するよう指導している。企業が自主的に報告をすれば、コンプライアンス違反に対する処罰または滞納金を軽減もしくは免除され、あるいは信用等級の格下げ、密輸取締部門への案件移管を免れる可能性がある。

上海税関は2014年7月に、中国(上海)自由貿易

試験区での試験の実施に関する公告を発布した(2014年9月9日付の[Tax Newsflash](#)を参照)。現時点までに、上海自由貿易試験区内にある倉庫物流型の企業は試験の対象となっている。

(2) 適用範囲の全国への拡大

2015年5月に、税関総署は試験の実施範囲を、北京、天津、大連、上海、南京、杭州、厦門、青島、武漢、深圳、拱北、南寧の全国12の直属税関に拡大した。同時に、税関総署は制度の名称を“企業自主管理”から“自主開示”に変更し、各直属税関に対して、正式な“自主開示”制度の導入について検討すること、積極的に“自主開示”制度の理論研究を行うことを求めた。まだ試験の対象となっていないその他の直属税関も、制度に参加するか否かを自ら決定することができる。

(3) 制度の今後の見通し

- 1) 全国統一の“自主開示”制度に関する指針の制定

税関総署は「調査条例」の改正に基づき、2016年中に、全国における“自主開示”制度の実務を統制し、統一するための指針文書を発布することを計画している。

2) 企業の“自主開示”後に密輸取締部門に移管する案件の基準と手続の明確化

現行の規定によれば、過少納付税額が 25 万円を超える案件は、原則として密輸取締部門に移管して処理する必要がある。移管する基準が低すぎれば、コンプライアンス違反を税関に報告するよう納税者を動機付けることができない。そのため、税関は“自主開示”制度における、密輸取締部門への案件移管にかかわる金額基準を引上げ、かつ“自主開示”した案件の移管にかかわる手続を簡易化するものと見込まれる。

3) その他の可能性のある変更

関税分類: 企業の開示した事項が関税分類の問題にかかわる場合、税関は“先例を尊重する”という原則を採用し、この原則によって、税額の追徴と移管の必要性を判断できるようになる可能性がある。

信用等級管理: 現行の規定によれば、高級認証企業は 3 年ごとに改めて認証を受ける必要がある。もし企業が定期的に税関に“自主開示”報告を提出すれば、改めて認証を受けることを免除される可能性がある。

(4) デロイトのコメント

- 現在はまだ、“自主開示”制度の手続や規定が全国的に統一されていないため、輸出入企業、特に地域を跨って運営するグループ企業は、税関リスク管理のための“自主開示”に一定の懸念を示している。中国の税関は既に問題の存在を認識しており、欧米等の税関の制度と試験の経験を参考にして、全国的に統一された制度を作ろうとしているものと思われる
- “自主開示”制度は、伝統的な税関管理モデルを変え、税関と輸出入企業の相互作用を促すものである。“自主開示”制度の整備に伴い、企業は、“自主開示”制度を利用し、税関による監督管理により効率的に対応するために、輸出入行為のコンプライアンスレビュー制度を設けることを検討する必要がある
- 輸出入にかかわる税関の技術的な問題の複雑性および税関の規制環境の急速な変化は、企業による“自主開示”制度の利用を難しくする可能性がある。企業が必要に応じて、専門家のアドバイスを求めることを提案する

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

税理士法人トーマツ

エグゼクティブオフィサー 大久保 恵美子

email: emiko.okubo@tohatsu.co.jp

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

T e l: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じて、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。